

情報・システム研究機構図書室利用規程

平成30年3月6日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第4条、第30条第2項、第37条第2項、第44条第2項及び第51条第2項に基づく各研究所図書室等（以下「図書室」という。）の運営、図書及び逐次刊行物並びにその他の図書室資料等（以下「図書資料等」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 情報・システム研究機構（以下「機構」という。）が設置する図書室を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の一に該当する者とする。

- 一 組織運営規則第5条に定める役員、情報・システム研究機構職員就業規則第2条に定める職員、組織運営規則第16条に定める客員教授等
- 二 機構の経営協議会委員、教育研究評議会評議員
- 三 各研究所等の運営会議委員及び各種委員会委員
- 四 各研究所等が受け入れた研究員（観測隊員を含む。）
- 五 各研究所等が受け入れた研修生
- 六 各研究所等の研究教育職員が指導する大学院学生
- 七 各研究所等の名誉教授
- 八 図書資料の利用を申し出た一般の利用者
- 九 図書室長等（以下「室長」という。）の許可を受けた者

(開室日及び利用時間)

第3条 図書室の開室日及び利用時間は、各研究所が別に定める。

(閲覧、貸出及び返却等)

第4条 図書室における閲覧、貸出及び返却等については、各研究所が別に定める。

(転貸の禁止)

第5条 利用者は、貸出を受けた図書資料等をほかの者に転貸してはならない。

(参考調査の依頼)

第6条 利用者は、図書室に対し、研究又は教育上参考となる図書資料等の調査及び情報の提供を依頼することができる。

(図書室内での複写)

第7条 利用者は、研究又は教育の用に供する場合に限り、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲に限って、図書室内で図書資料等を複写することができる。

2 前項にかかる複写料金については、別表1に定める。

(文献複写の依頼)

第8条 利用者は、研究又は教育の用に供する場合に限り、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲に限って、他研究所又は他機関の所蔵する図書資料等の複写を依頼することができる。

2 第2条第1号、第4号、第5号、第6号、第7号に定める利用者で、前項の複写を希望する者（以下「文献複写依頼者」という。）は、所属研究所の図書室に対し、当該図書資料等の複写の取寄せを依頼することができる。

3 文献複写依頼者は、所属研究所の図書室の定める依頼書を室長に提出し、その承認を得なければならない。

(他研究所又は他機関からの文献複写の受付)

第9条 図書室は、他研究所又は他機関から文献複写の依頼があった場合、研究及び教育上支障がなく、かつ、著作権法で認められる範囲に限って、図書資料等の複写を受け付けることができる。

2 前項による文献複写の依頼は、国立情報学研究所が運営する図書館間相互貸借システム（以下「NACSIS-I LL」という。）により受け付けるものとする。

3 前項により難い特段の事情がある場合は、図書室の定める依頼書をもって受け付けるものとし、室長の承認を得るものとする。

(相互利用の依頼)

第10条 第2条第1号、第4号、第5号、第6号、第7号に定める利用者は、所属研究所の図書室に対し、研究又は教育の用に供する場合に限り、他機関の図書館の利用の斡旋を依頼することができる。

2 前項の利用者で、図書資料等の取り寄せを依頼しようとする者（以下「現物貸借依頼者」という。）は、所属研究所の図書室に対し、他機関の図書館が所蔵する図書資料等の取寄せ（以下「現物貸借」という。）を依頼することができる。

(他研究所又は他機関からの相互利用の受付)

第11条 図書室は、他研究所又は他機関から図書室及び図書資料等の利用の依頼があった場合は、研究及び教育上支障がないと認める範囲でこれに応ずることができる。

2 前項による現物貸借の依頼は、NACSIS-I LLにより受け付けるものとする。

3 前項により難い特段の事情がある場合は、図書室の定める依頼書をもって受け付けるものとし、室長の承認を得るものとする。

(文献複写料金、現物貸借料金)

第12条 図書資料等の文献複写料金については、別表2に定める。

2 文献複写依頼者又は現物貸借依頼者は、それぞれ文献複写又は現物貸借に必要な実費送料の合算額を負担しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、機構の図書室間においては、文献複写及び現物貸借にかかる料金を無料とする。

4 一旦納付された文献複写料金及び現物貸借料金は、いかなる理由があっても返還しない。

(文献複写料金等の支払方法)

第13条 文献複写依頼者及び現物貸借依頼者は、依頼先その他機関が定める料金を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる機関から依頼があった場合には、文献複写及び現物貸借に係る料金を後納とすることができる。

一 国立情報学研究所が運営するILL文献複写等料金相殺サービスの利用承認を受けた機関

二 室長が特に必要と認めた機関

(賠償の義務)

第14条 利用者は、図書資料等又は図書室の機器及び設備を紛失、汚損又は破損した場合には、速やかに室長に届け出なければならない。

2 室長は、前項の届出者に対し、賠償を求めることができる。

(規程等の遵守)

第15条 図書室を利用する者は、この規程を遵守するとともに、図書室担当職員の指示に従わなければならない。

2 室長は、前項に違反した者に対し、図書室の利用を制限、又は停止することができる。

(個人情報の漏えい防止)

第16条 室長は、図書室が保有する図書資料等に個人情報が記録されている場合には、情報・システム研究機構個人情報保護規程に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年3月6日から施行する。

2 情報・システム研究機構図書室等規程（平成16年5月26日制定）は、廃止する。

3 情報・システム研究機構文献複写規程（平成16年5月26日制定）は、廃止する。

文献複写料金表

別表1 (第7条関係)

種 別	規 格	単 位	複写料金
電子複写方式	白 黒	1 枚	3 5 円
	カラー	1 枚	1 0 0 円

※ただし、第2条第1号から第7号に定める利用者（統数研においては、統数研の研究教育職員、名誉教員、大学院生、受入教員の承認を得た客員教授等、事務職員、技術職員）は無料とする。

別表2 (第12条関係)

種 別	規 格	単 位	複写料金
電子複写方式 ・ 文献画像伝送方式等	白 黒	1 枚	3 5 円
	カラー	1 枚	1 0 0 円